

財形形成積立定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この資金の預入れは1回100円以上とし、満期日の3か月前まで、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの期間について、その期間に応じた定期預金利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、その期間に応じた定期預金利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および財形預金共通規定第7条第2項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は100円とします。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財産形成積立定期預金契約の証（以下「契約の証」という。）とともに当店へ提出してください。
- (3) 前項の預金を解約するときの手續きに加え、当該預金を解約することについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

5. (財形預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか「財形預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)